平成２２年（フ）第７５７５号
東京都世田谷区北烏山９丁目17―18―201
債務者　外山ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９７号
東京都北区上中里２丁目40―４
債務者　金子　　勉
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６０６号
東京都練馬区桜台１丁目26―６―101
債務者　川原田裕二
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６０７号
東京都稲城市百村540―４
債務者　吉田　洋夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６０８号
東京都新宿区百人町４丁目４―16―1302
債務者　小林　　実
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６０９号
東京都中野区弥生町５丁目27―７―301
債務者　西村紀美子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６１０号
東京都調布市調布ケ丘２丁目22―８―102
債務者　時枝玉珠こと　沈　　玉珠
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６１１号
埼玉県越谷市南町１丁目２―10―201
債務者　三浦　徹夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６１２号
東京都荒川区荒川７丁目９―５―205
債務者　佐々木友一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６１３号
東京都足立区千住旭町９―13―301
債務者　山中　幸枝
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６２６号
東京都足立区島根３丁目24―１
債務者　久保田淳一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６２７号
東京都足立区島根３丁目24―１
債務者　久保田かすみ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６２９号
埼玉県入間市大字寺竹548―１
債務者　加藤　知則
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６３０号
東京都小金井市本町４丁目10―20―203
債務者　島田　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６３１号
東京都足立区東綾瀬２丁目５―４―305
債務者　末吉　　真
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６３２号
神奈川県横浜市緑区霧が丘５丁目16―15―101
債務者　遠藤　公子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部